

南魚沼市物品入札参加資格審査申請書作成要領

【定期申請用】

令和 8・9・10 年度において、南魚沼市が行う物品の製造(印刷、車両の艤装等)、買い入れ、借入及び物品の売払いにかかる一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議(見積書提出)に参加を希望する事業者は、南魚沼市物品入札参加資格審査規程及びこの要領により定期申請期間内に申請書を提出してください。

1 前回からの変更点【重要】

- ・紙申請からインターネットを利用した電子申請へ変更となり、紙での提出は受付できません。申請書や申請に必要な書類は、インターネットの専用申請サイト(入札参加資格審査申請システム)にアップロードして提出していただくことになります。
- ・電子申請への移行に伴い、申請書様式を全面改正しました。
- ・申請についてはシステム利用料が必要になります。市内業者(南魚沼市内に本社又は契約の権限などの委任を受けた支店・営業所を有する事業者(以下「市内業者」という。))は免除(無料)になります。

2 システム利用料について

申請については、システム利用料が必要になります。

- ・市内業者(南魚沼市内に本社又は契約の権限などの委任を受けた支店・営業所を有する事業者)

免除(無料)

- ・市外業者(上記以外の業者)

1 申請あたり、1,980 円(税込)

支払い方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー(銀行振込サービス)のいずれかをご利用ください。システム内に支払画面が表示されます。市役所への直接のお支払いは受け付けておりません。お支払いは申請期間内に完了させてください。入金確認後に申請受付となります。

※コンビニ、ペイジー(銀行振込サービス)については、決済申込完了から 7 日以内又は申請期間終了日の早い方までに入金を完了してください。

3 資格審査の申請をすることができる事業者

以下の要件を全て満たす者。

- ・南魚沼市物品入札参加資格審査規程第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者以外の者
※審査申請日において引き続き 1 年以上営業を営んでいない事業者が申請を希望する場合は、「11 承継等(事業(営業)譲渡、合併、分割、法人設立)届出書について」を参照ください。
- ・「暴力団等の排除に関する誓約書」に掲げる事項に該当する者以外の者

4 定期申請期間

令和7年12月1日(月)から令和8年1月31日(土)まで

入札参加資格審査申請システムは、期間中24時間利用できます。ただしメンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。

※申請期間終了までに申請手続を完了し、申請受付書を印刷してください。手続が完了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消されます。

※定期申請期間終了後に随時申請期間及び変更申請期間を別途設けます。申請開始時期等は別途南魚沼市ウェブサイトにて公表します。

5 補正期間の締切日

令和8年2月13日(金)まで

申請書類に不備があり「差し戻し(補正要求)」メールを受信した場合は、速やかに再申請を行ってください。

※申請開始後、随時、審査・補正を行いますので、申請期間中も審査結果のメールが届きます。

※補正が行われず、令和8年2月13日(金)までに「審査済み」とならない申請は、取り消しになります。

6 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

7 受付方法

インターネットを利用した電子申請となります。紙での提出は受付できません。

・入札参加資格審査申請システム

<https://bid-entry.com/>

・申請手順(概要)

①申請にあたっては、この要領及び入札参加資格審査申請システムの操作マニュアル等をご確認ください。 ※【申請の流れ】 <https://bid-entry.com/flow.html>

②電子申請を行うための環境をご準備ください。

→「8 電子申請を行うために必要な環境」(後述)

③本システムを初めて利用される方は利用者登録を行ってください。他の自治体でご利用の方は必要ありません。※申請期間開始前に実施可能です。

④「入札参加資格審査申請書(Excel)」をダウンロードし、必要事項を記入してください。

※申請書はエクセルファイルのまま保存しておいてください。ファイル名の変更は可能。

※申請期間開始前に実施可能です。

⑤申請書以外の提出書類のうち、該当するものを全てそろえ、PDFデータにしてください。他の形式ではアップロードできません。押印が必要なものは一度紙出力し、押印後、PDF化してください。※申請期間開始前に実施可能です。なお、ファイル名の変更は可能。

→「9 提出書類のPDF化について」(後述)

⑥操作マニュアルに従って、申請書及び添付書類を全てアップロードしてください。

⑦システム利用料が必要な場合、決済画面が表示されますので、支払い手続を行ってくだ

さい。

※「インボイス対応領収書発行について」

システム利用料をお支払い後、BID-ENTRY サイトからインボイス対応の領収書の発行が可能となっています。領収書は、BID-ENTRY サイトにログイン後、[トップ-支払状況を確認する]から該当する申請を選択し、発行することができます。

⑧審査が完了すると、「受理」又は「差し戻し(補正)」メールが送信されます。「差し戻し(補正)」メールが到着した場合は、速やかに再申請を行ってください。

8 電子申請を行うために必要な環境

・インターネットが利用できる Windows パソコン

・ブラウザ

Microsoft Edge(最新版)、又は Google Chrome(最新版)

※Microsoft Internet Explorer は使用できません

・メールソフト

・Microsoft Excel (2013 以降)

9 提出書類の PDF 化について

・納税証明書、登記事項証明書などの紙資料

スキャナーや複合機(スキャナー機能付き)を使って PDF ファイルにしてください。お持ちでない場合は、コンビニエンスストアの複合機(スキャナー機能付き)で PDF ファイルにし、USB メモリ等でデータを受け取ることができます。

※コンビニエンスストアでの複合機の操作方法等については、各店舗にお問い合わせください。

・委任状、暴力団等の排除に関する誓約書などの Excel、Word 形式のファイル

Excel/Word の機能を使って PDF 化してください。[ファイル-名前を付けて保存]を実行し、ファイルの種類で「PDF(*.pdf)」を選択します。Excel ブックに複数のシートがある場合は、PDF ファイルを選択し、表示されたオプションから、ブック全体を選択するとブック全体を PDF にできます。

10 お問い合わせ先

・ログインやアップロード等のシステムの操作、トラブル、システム利用料のお支払い方法について

ミラ株式会社(BID-ENTRY サポート窓口)

電話:088-678-3450

※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで(正午から午後 1 時除く)となります。

※パソコンや機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは行っていません

・申請書や提出書類のなど申請上でのお問合せについて

南魚沼市役所 総務部 財政課 契約検査班

電話:025-773-6671 FAX:025-772-3055 E-mail: keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp

※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。

11 承継等(事業(営業)譲渡、合併、分割、法人設立)届出書について

法人設立の日(個人の場合は事業開始の日)から審査申請日までの期間が1年に満たないときは、次のいずれかの場合に、資格審査の申請ができます。

- (1) 1年以上の営業実績を有する者からの営業譲渡
- (2) 1年以上の営業実績を有する法人の吸収合併
- (3) 1年以上の営業実績を有する法人を含む新設合併
- (4) 1年以上の営業実績を有する法人の新設分割
- (5) 1年以上の営業実績を有する法人の吸収分割
- (6) 1年以上の営業実績を有する者からの相続
- (7) 1年以上の営業実績を有する者の法人設立

(1)から(7)に該当し申請を行う場合は、承継等(事業(営業)譲渡、合併、分割、法人設立)届出書を提出してください。

提出書類一覧

	提出書類名	様式	提出形式	提出の要否	備考
1	入札参加資格審査申請書	指定様式	Excel	必須	
2	【法人の場合】 登記事項証明書(履歴全部事項証明書) 【個人の場合】 身分証明書		PDF	必須	身分証明書は、本籍地の市町村長が発行したもの
3	【法人の場合】 財務諸表 【個人の場合】 所得税青色申告決算書及び貸借対照表又は収支内訳書		PDF	必須	直近営業年度のもの
4	納税証明書(市税)	指定様式	PDF	該当者のみ	・南魚沼市税の未納税額がないことの証明書 ・南魚沼市に納税義務がある場合は提出
5	納税証明書(国税)		PDF	必須	【法人の場合】 税務署発行の納税証明書「その3の3」(消費税及び地方消費税と法人税関係)

					【個人の場合】 税務署発行の納税証明書「その 3 の 2」(消費税及び地方消費税と所得税関係)
6	委任状	指定様式	PDF	該当者のみ	支店・営業所等に契約権限を委任する場合は提出 <u>※押印必要</u>
7	許可証等		PDF	該当者のみ	申請する営業種目に関して許可・認可等が必要な場合は提出
8	暴力団等の排除に関する誓約書	指定様式	PDF	必須	<u>※押印不要</u>
9	承継等(事業(営業)譲渡、合併、分割、法人設立)届出書	指定様式	PDF	該当者のみ	法人設立の日(個人の場合は事業開始の日)から審査申請日までの期間が1年に満たない場合は提出

[注 1] 2、4、5については、申請日の3か月以内に発行されたものを提出してください。

[注 2] 申請者が法人格を有しない組合等の場合は、組合等の3に代わる決算書等、構成員の住所・代表者職氏名を記載した一覧表及び各構成員の2、4、5、8を提出してください。(組合等で法人税の納税義務がある場合は、4、5、8は組合等自体のものを提出してください。)

[注 3] 指定様式(納税証明書(市税))については、取得に必要な申請書(税務証明等交付申請書(入札参加用))は、南魚沼市ウェブサイトからダウンロードしてください。